



福島医発第 2783 号(地)

令和 7 年 1 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

令和 7 年度税制改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された令和 7 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、日本医師会が令和 6 年 8 月にとりまとめた「令和 7 年度医療に関する税制要望」のうち、主に以下の事項が記載された旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

1. 医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長
 - ①高額な医療用機器
 - ②医師及び医療従事者の労働時間短縮に資する器具備品、ソフトウェア
 - ③地域医療構想の実現に資する病院用等の建物及びその附属設備
2. 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し
3. 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続
4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続（大綱に記載なし）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

[別添資料]

- 令和 7 年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和 6 年 12 月 20 日）における要望実現項目（日本医師会、令和 7 年 1 月）
- 参考資料 「令和 7 年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（厚生労働省、令和 6 年 12 月）より抜粋

小郡三井医師会より

医師会財務・税務担当理事 淡河喜雄

会長 島田昇二郎

日医発第1718号（医経）

令和 7 年 1 月 10 日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

（公印省略）

令和 7 年度税制改正について

令和 6 年12月20日、令和 7 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が公表され、12月27日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和6年8月に「令和7年度 医療に関する税制要望」をとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各郡市区等医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長
 - ① 高額な医療用機器
 - ② 医師及び医療従事者の労働時間短縮に資する器具備品、ソフトウェア
 - ③ 地域医療構想の実現に資する病院用等の建物及びその附属設備
2. 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し
3. 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続
4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続（大綱に記載なし）

詳細につきましては、別添資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に要望してまいる所存です。

[別添資料]

- 令和7年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和6年12月20日）における
要望実現項目（日本医師会、令和7年1月）
- 参考資料 「令和7年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（厚生労働省、
令和6年12月）より抜粋

[参考]

- 令和7年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和6年12月20日）
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf
- 令和7年度税制改正の大綱（閣議決定、令和6年12月27日）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

「令和 7 年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、令和 6 年 12 月 20 日) における要望実現項目

令和 7 年 1 月

公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置
・医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置
(事業税)

【税制改正大綱 107 頁（検討事項）】

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【日本医師会税制改正要望】

- 医療機関に対する事業税特例措置の存続
- (1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
- (2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置について地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続

【参考】法人事業税の標準税率（特別法人事業税との合算税率（※1））（現行）

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人（医療法人） (※2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

※1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

※2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

(所得税・法人税)

- ・ 特例措置の存続が認められた（税制改正大綱に記載なし）。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続

【参考】社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である
医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者
は対象外。

・ 内容

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 期限の到来する制度の延長

(1) 医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長

- ① 高額な医療用機器（取得価額 500 万円以上）
- ② 勤務時間短縮用設備等（取得価額 30 万円以上）
- ③ 構想適合建物等

(所得税・法人税)

【税制改正大綱68頁】

- 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【日本医師会税制改正要望】

- 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずるとともに適用期限を延長すること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
- 構想適合病院用建物等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに適用期限を延長すること

【参考 1】 高額な医療用機器に係る特別償却制度の概要

(現行、適用期限：令和 7 年 3 月 31 日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器（取得価額 500 万円以上）(注)を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く）して、医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 12%の特別償却ができる。

(注)

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬機法第2条第5項から第7項に規定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日から2年以内のもの

2. ただし、CT・MRI で一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

【参考2】勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要

(現行、適用期限：令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等
を取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は製作して、医療保健業の
用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備（勤務時間短縮用設備等）

器具及び備品（医療用機器を含む。）並びにソフトウェア（電子計算機に対する
指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）であ
って、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資す
る未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基（通常一組又は一
式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。）の取得価額が30万
円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設
置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤
務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

【参考3】構想適合建物等に係る特別償却制度の概要

(現行、適用期限：令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及
びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は建設をし
て、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。

2. 対象設備（構想適合建物等）

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤
去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びそ
の附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これら
は、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認
されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

(所得税・法人税)

【税制改正大綱53-54頁】

- 中小企業投資促進税制について、《中略》、その適用期限を2年延長する（適用期限の延長は、所得税についても同様とする。）。

【日本医師会税制改正要望】

- 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること

【参考】中小企業投資促進税制の概要（現行、適用期限：令和7年3月31日）

1. 中小企業者等（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）が、機械装置等を導入した場合に、特別償却（30%）又は、税額控除（7%）が選択適用できる（7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合）。

2. 対象となる業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

- (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%以上が対象）

※医療機関においてはソフトウェアへの適用が可能

(3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長

(固定資産税)

- ・制度の延長が実現した。適用対象に非営利法人を加える要望は未実現となった。

【税制改正大綱 41 頁】

○ 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。
- ② 当該機械・装置等に係る課税標準を、次のとおり（現行：最初の3年間価格の2分の1（雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるものは最初の5年間価格の3分の1、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4年間価格の3分の1））とする。

イ 雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合
最初の3年間価格の2分の1

ロ 雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合
最初の5年間価格の4分の1

【日本医師会税制改正要望】

○ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに適用期限を延長すること

【参考】生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置
(現行、適用期限：令和7年3月31日)

1. 対象者

設備の導入先となる市町村が導入促進基本計画を策定している場合に、先端設備等導入計画について市町村の認定を受けた者（医療機関の場合は、常時使用する従業員の数が100人以下の個人のみが対象であり、医療法人・公益法人・一般法人・社会福祉法人・学校法人・農業協同組合・生活協同組合等の非営利法人は対象外）

2. 対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された以下の設備

設備の種類（注1）	最低取得価格
機械装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備（注2）	60万円以上

（注1）市町村によって異なる場合あり

（注2）家屋と一体となって効用を果たすものを除く

3. その他要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと

4. 特例措置

固定資産税を3年間に限り、2分の1に軽減

さらに、賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、3分の1に軽減

- ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

三 制度の拡充等

(1) 社会医療法人・認定医療法人・特定医療法人・開放型病院等の
認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し
(法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税・
固定資産税・不動産取得税・事業所税)

- ・社会医療法人や認定医療法人・特定医療法人・開放型病院等に係る税制措置について、社会保険診療等の収入が全収入の一定割合（＊）を超えることという要件（収入要件）等が課されているが、新興感染症の流行や災害の発生等に対応する社会医療法人等が補助金を受給等した際、要件の充足に影響を及ぼすことがないように、収入要件等についての見直しが実現した。

＊ 社会医療法人の法人税の非課税等（収入要件：80％）

認定医療法人の相続税・贈与税の納税猶予等（収入要件：80％）

特定医療法人の法人税の軽減税率等（収入要件：80％）

開放型病院開設法人の医療保健業に係る法人税の非課税等（収入要件：60％）

福祉病院開設法人の医療保健業に係る法人税の非課税等（収入要件：80％）、他

【税制改正大綱75-76頁】〈社会医療法人〉

- 社会医療法人制度における認定要件について、関係法令の改正により次の見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
 - ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）とする。
 - ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加える。
 - ③ 本来業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えることとの要件について、現行の本来業務に係る費用の額及び経常費用の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、下限となる割合を100分の63とする。

(注1) 上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。）に係る収入金額及び国等からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務（上記②にあつては、本来業務）に係るものをいう。

(注2) 上記の「医療保健業務」とは、社会医療法人の本来業務及び附帯業務（医療及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

【税制改正大綱49-50頁】〈認定医療法人〉 ※大綱の文章は省略

【税制改正大綱66-67頁】〈特定医療法人〉 ※大綱の文章は省略

【税制改正大綱71-72頁】〈開放型病院・福祉病院・厚生連病院〉 ※大綱の文章は省略

【日本医師会税制改正要望】

- 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し。

四 関連項目

(1) 中小企業経営強化税制の延長

(所得税・法人税)

- ・現行制度の対象設備（A類型からD類型）のうち、A類型及びB類型については要件の見直しが行われ（以下の②イ、ロ）、C類型は廃止となり（同ハ）、その上で適用期限が2年延長となった。

【税制改正大綱54-57頁】 ※医療機関に関係しない改正内容の記載を省略

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（次の①の措置及び④の措置を除き、所得税についても同様とする。）。

① 《省略》

- ② 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記①イのほか、次の見直しを行う。

イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。

ロ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。

ハ 次の設備を除外する。

（イ）遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）

（ロ）暗号資産マイニング業の用に供する設備

《以下略》

【参考】中小企業経営強化税制の概要（現行、適用期限：令和 7 年 3 月 31 日）

1. 中小企業者等（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など）が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除 7 %（資本・出資の金額が 3,000 万以下もしくは個人事業主は 10%）を選択適用できる。

2. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (注1～3)	その他要件
A 類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160 万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない（注4）
B 類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30 万円以上） （A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C 類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30 万円以上）	
D 類型	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60 万円以上） ソフトウェア（70 万円以上） （A 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

（注 1）発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が 2 分の 1 を超える発電設備等を除く。

（注 2）医療保健業を行う事業者の医療機器、建物附属設備を除く。

（注 3）ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く。

（注 4）働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

(2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

(所得税・法人税)

【税制改正大綱 67-68 頁】

- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【参考】 中小企業防災・減災投資促進税制の概要

(現行、適用期限：令和7年3月31日までに認定取得)

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の18%（令和7年4月1日以降に取得等する場合は16%）の特別償却が適用できる。

2. 中小企業者とは

医療機関については以下の通り。

- ・ 常時使用する従業員数が100人以下の個人
- ・ 医療法人・社会福祉法人・学校法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外

3. 対象設備

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする事業継続力の強化に資する以下の設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等するサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る。）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

(3) 中小企業者等に対する軽減税率の特例の延長

(法人税)

【税制改正大綱53頁】

○ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。
- ② 《省略》

【参考】法人税率（現行）

対象	区分	本則税率	軽減税率 の特例
① 大法人 (出資金額 1 億円超)	所得区分なし	23.2%	—
② 中小法人 (出資金額 1 億円以下)	年 800 万円超の所得	23.2%	—
	年 800 万円以下の所得	19%	15%
③ 特定医療法人	年 800 万円超の所得	19%	—
	年 800 万円以下の所得	19%	15%

(4) 個人版事業承継税制の拡充

(相続税・贈与税)

【税制改正大綱 39 頁】

- 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

【参考】個人版事業承継税制の概要（現行）

1. 青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者（注）として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けた者が、平成 31 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの贈与又は相続等により、宅地・建物等の特定事業用資産を取得した場合は、
 - ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される。

（注）平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限る。
2. この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの。
 - ① 宅地等（400 ㎡まで）
 - ② 建物（床面積 800 ㎡まで）
 - ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの（医療機器等も含む）
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの
3. 本制度を利用して納税猶予の適用を受けた個人立医療機関が、その後法人成りをした場合、個人事業の廃止となり猶予税額を納税しなければならないため、医療機関においては本制度の利用は限定的。

以 上

令和7年度 税制改正の概要（厚生労働省関係） **（抜粋）**

令和6年12月

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所得税、地方消費税）

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の収入要件について、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「補助金等に係る収入金額（※2）」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額（事業収益の額）」（分母）を「医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）」とするものの見直しを行うほか、所要の見直しを行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

<参考> 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

（分子） 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス
+ 障害福祉サービス + 補助金等 に係る収入金額

（分母） 全収入金額 ⇒ 医療保健業務による収入金額

> $\frac{80}{100}$

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分
に係る軽減措置の存続

(事業税)

1. 大綱の概要

＜第三検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 *医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

(所得税、法人税)

1. 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（令和元年度創設）

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度（令和元年度創設）

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 **取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器（取得価格500万円以上）に係る特別償却制度（昭和54年度創設）

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 **取得価格の12%**